

東洋大学スポーツ健康科学紀要編集委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学スポーツ健康科学委員会が発行する「東洋大学スポーツ健康科学紀要」(以下「紀要」という)の編集及び発行について必要な事項を定めることを目的とする。

(編集委員会)

第2条 「紀要」の編集、発行、その他「紀要」に関する事項を処理するため「東洋大学スポーツ健康科学紀要編集委員会」(以下「委員会」という)を設置する。

(委員)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) スポーツ健康科学白山キャンパス研究室室員
 - (2) スポーツ健康科学川越キャンパス研究室室員
 - (3) スポーツ健康科学板倉キャンパス研究室室員
- 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- (1) 委員長および副委員長の選出は、委員の互選による。
- (2) 委員長は、委員会の会務を総括する。
- (3) 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

(4) 委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

(審議決定事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 「紀要」の編集に関する事項
- (2) 「紀要」の発行に関する事項
- (3) その他、委員会が必要と認めた事項

前項以外の投稿・執筆に関する事項は、別に定める。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、議長は採決に加わらないものとする。また前項で可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、東洋大学スポーツ健康科学委員会の議を経て、スポーツ健康科学委員会委員長が行う。

附 則

この規程は、平成20年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。